

平成20年10月21日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 北 田 猛
(コード 3890 大証第2部)
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久
(TEL06 6933 1805)

親会社等及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ

1. 異動に至った経緯

株式会社ゼネラルホールディングスが、平成20年9月4日から平成20年10月20日を公開買付期間として実施しておりました当社の株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果について、当社の普通株式14,016,400株（総株主等の議決権に対する割合95.15%）の応募があった旨の報告を受けました。これにより、株式会社ゼネラルホールディングスは、平成20年10月27日（本公開買付けの決済開始日）付けで当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となる予定であり、これに伴い、当社の主要株主等に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、株式会社ゼネラルホールディングスが公表しております、「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主等の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主になるものの概要

名称	株式会社ゼネラルホールディングス
所在地	大阪市城東区中央二丁目15番20号
代表者	代表取締役社長 北田 猛
主な事業内容	当社の株式を所有することにより、当社の事業活動を支配・管理することを主たる事業の内容としております。
資本金	10,000,000円
決算期	毎年3月末日
当社との関係	当社代表取締役社長の北田猛が代表取締役社長を兼務しております。
上場取引所	該当ありません。

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなるものの概要

名称	タニヤマエンジニアリング株式会社
所在地	大阪市城東区中央二丁目15番23号
代表者	代表取締役社長 野口 健一
主な事業内容	各種送排風機等の販売、据付並びに保守、保全
資本金	30,000,000円
決算期	毎年3月末日

(3) 主要株主でなくなるものの概要

名称	北田 猛
所在地	大阪市旭区

3. 異動前後における当該主要株主等の所有議決権の数及び所有割合

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主になるもの
株式会社ゼネラルホールディングス

	属性	議決権の数			議決権所有割合(%)		
		直接所有分	合算対象分	計	直接所有分	合算対象分	計
異動前		10 個	個	10 個	0.07%	%	0.07%
異動後	親会社	14,026 個	個	14,026 個	95.22%	%	95.22%

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなるもの
タニヤマエンジニアリング株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合	大株主順位
異動前	2,460 個 (2,460 千株)	16.70%	第 1 位
異動後	個 (株)	%	

北田 猛

	議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合	大株主順位
異動前	2,091 個 (2,091 千株)	14.20%	第 2 位
異動後	1 個 (1 千株)	0.01%	

(注1) 「議決権所有割合」「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成20年7月18日に提出した第70期半期報告書に記載された平成20年7月18日現在の発行済株式総数(17,218,543株)に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から本公開買付け開始日までに第1回新株予約権者である当社取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、本公開買付けを通じて応募予定がない平成20年4月30日時点の当社の自己株式数(2,798,000株)を控除した14,730,543株に係る議決権の数(14,730個)を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」「総株主等の議決権に対する割合」は、少数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成20年10月27日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

株式会社ゼネラルホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、平成20年9月4日付で公開買付者が提出した公開買付届出書に記載された通り、本公開買付けにより、当社の発行済株式のうち当社が保有する自己株式を除いた全株式、及び当社が第三者に付与している全ての新株予約権の一部を取得することができなかつたため、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主及び新株予約権者に対して当社株式及び新

株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。また、当該株主総会において上記のご承認を頂きますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記乃至を同一の株主総会に付議し、上記を当該株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議することにより実施することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて、当社の定時株主総会において、上記乃至を付議議案とすること及び上記を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催する予定です。

以上